

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和8年4月7日（火） 午後3時から
2. 会議の場所 市役所東別館3中会議室
3. 会議に付した議案等
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外1件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の策定について
申請人 富山県農地中間管理機構
公益社団法人富山県農林水産公社
理事長 佐藤 一絵
- ・令和8年度最適化活動の目標設定について

・農地等の利用の最適化の推進について

・農業者年金の加入促進について

・農業新聞の購読促進について

・地域計画の策定（変更）について
4. 委員の出欠
（出席農業委員・8名）
松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子
（出席推進委員・7名）
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、開田 豊一、
伊藤 久義
（欠席委員・1名）
滝川 裕子
5. 事務局（3名）
北野事務局長 村田係長 小林主事

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

- 会 長

それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、石原 忠則委員、江下 博委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
- 会 長

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局

（議案第1号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●● 田です。
申請地は、先般●●●●が駐車場として転用許可を得て取得した箇所に
面する農地です。
申請者は、●●●●で●●●●を経営する傍ら、1町弱の水稲を耕作し
ています。この度、申請地の隣接地に●●●●、●●●●をオープンする
にあたり、事業地内で家庭菜園を行うことを計画し、ゆくゆくは●●●●
の入居者も参画し、季節野菜を栽培することで、●●●●の健康寿命延伸
に寄与すると考え、今回申請されました。取得後は、雑木を撤去し、畑と
して整備する予定です。
- 会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。
- 委 員

この場所は、先月にも申請があった農地の隣になります。前回同様で、
農地としては狭小地であり不整形地であるので大規模な営農には適さない
状態の圃場です。また、譲受人の●●●●さんは、●●●●の会長であり、
前回同様、問題ないと思います。よって、この件については許可できると思
います。
- 推進委員

現地を確認しましたが、地図上の「ナヤ」と書かれているところは既に
●●●●の駐車場になっていて、その横が今回の申請地ですが、ここで水
田はできないだろうというような場所でした。調べると、●●●●番地は
駐車場として先月許可したところと2筆に分筆されていまして、その残り
が今回の申請となっていました。移転には異論はありません。
- 会 長

この件に関しまして、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）

	それでは、この案件は許可することといたします。
会 長	続きまして、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 1 号 2 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●● 田です。 申請地は、●●●●と農道に面した農地です。 申請地は、譲受人自宅横にあり、8 筆あるものを譲受人が借り受けて一体的に水稻を作付けしており、これまで申請地に相当する賃料を先代のころから譲渡人に支払っていました。譲渡人は●●●●に居住しており、高齢でもあることから、資産の整理という意味もあり、実質的な耕作者である譲受人に譲渡するものです。取得後も引き続き水稻を作付けしていく予定です。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	先日、現地確認に行っておりました。例年、水稻作付されていまして、今年度も作付けされるとのことですので、移転には問題ないと思われます。
事 務 局	●●●●委員から伝言を預かっております。事務局の説明のとおり、今後も水稻作付していくとのことで、問題ないとのことです。
会 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は許可することといたします。
会 長	続きまして、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 1 号 3 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●● 田です。 申請地は、●●●●に面した農地です。 申請地は、譲受人自宅横にあり、譲受人が季節野菜を栽培しており、これまで申請地に相当する賃料を先代のころから譲渡人に支払っていました。譲渡人は●●●●に居住しており、高齢でもあることから、資産の整理という意味もあり、実質的な耕作者である譲受人に譲渡するものです。取得後も引き続き家庭菜園として管理していく予定です。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員	こちらでも先日、現地確認に行ってきました。現在は耕作物は何もありませんでしたが、草刈り等の手入れはされているように見え、移転には問題ないと思います。
事 務 局	●●●●委員から伝言を預かっております。こちらでも 2 番と同様に、譲受人が実質管理されていると伺っており、問題ないとのことです。
会 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は許可することといたします。
会 長	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 2 号 1 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内である第 2 種中高層住居専用地域の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅用地です。 申請者は●●●●内で不動産業を営んでおり、滑川市での不動産案件にも多数携わってきています。この度、譲受人が交通の便が良く、公共施設や商業施設がある●●●●地区で分譲地 1 区画を計画し、申請されたものです。なお、本案件は去る 2 月総会を経て許可を受けた箇所に隣接するもので、所有者も同一です。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	先日、●●●●委員さんと現地確認に行ってきました。こちらは●●●●地区ということで、農振除外地になっておりますので、何ら問題ないと思います。
推進委員	先日、●●●●委員さんと一緒に行ってきました。2 月にも隣で同じ案件がありまして、特に問題はないと思います。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 （議案第 2 号 2 番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面した農地です。
申請地は、半径 500 メートル以内に小学校、学童施設と公的施設が 2 つあり、上下水道が埋設された道路に面する農地であることから公共施設整備済区域であり、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、資材置場です。
申請者は●●●●で不動産業を営んでおり、それに付随する業務として中古住宅のリフォーム・販売業等も行っています。このリフォーム業が好調なことから、それらに必要となる資材の保管場所を確保するため、先行して地図上の申請地東側の隣接した宅地を既に取得していますが、間口が狭く、車両が転回できず難儀しているため、今回申請地を取得し、前面道路に停車することなく資材の搬出入をするため今回申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 こちらも、先日、●●●●委員さんに行ってきました。当該地の隣は昔おそらく作業場だったと思いますが、そこが整地されており、地区担当としては、申請地についても問題ないと思います。

推進委員 ●●●●委員さんがおっしゃったとおり、現地を見てきましたが、問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第 3 号について朗読及び説明）

5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、6 ページのとおり富山県農地中間管理機構が策定した農用地利用集積等促進計画について、続く 7 ページの意見書様式にて農業委員会の意見を求められているものです。8 ページをお願いします。今回の利用権設定の内訳になります。合計のみ申し上げますと、今回は浜・早月・東・中・西加積地区で 34 筆、53,507 ㎡です。9 ～13 ページをお願いします。農地中間管理事業の利用権設定状況になります。貸し手は農地中間管理機構、借り手は基本的に各加積地区の中心経営体の方々です。

会 長 この件について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この件については意見なしとして富山県農地中間管理機構へ回答することとします。

- その他
- ・令和 8 年度最適化活動の目標設定について
 - ・農地等の利用の最適化の推進について
 - ・農業者年金の加入促進について
 - ・農業新聞の購読促進について
 - ・地域計画の策定(変更) について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 35 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員